

平成 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は称		
種別	受益権の口数	分配金額	源泉徴収税額
	千口	千円	千円
支払確定又は支払年月日	信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日	受益権1口当たりの分配金額	
年月日	年月日		円
(摘要)			
支払者	所在地		
	名称	(電話)	
支払の取扱者	所在地		
	名称	(電話)	
整理欄	①	②	

360

平成 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は称		
種別	受益権の口数	分配金額	源泉徴収税額
	千口	千円	千円
支払確定又は支払年月日	信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日	受益権1口当たりの分配金額	
年月日	年月日		円
(摘要)			
支払者	所在地		
	名称	(電話)	
支払の取扱者	所在地		
	名称	(電話)	
整理欄	①	②	

360

平成 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は称		
種別	受益権の口数	分配金額	源泉徴収税額
	千口	千円	千円
支払確定又は支払年月日	信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日	受益権1口当たりの分配金額	
年月日	年月日		円
(摘要)			
支払者	所在地		
	名称	(電話)	
支払の取扱者	所在地		
	名称	(電話)	
整理欄	①	②	

360

平成 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は称		
種別	受益権の口数	分配金額	源泉徴収税額
	千口	千円	千円
支払確定又は支払年月日	信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日	受益権1口当たりの分配金額	
年月日	年月日		円
(摘要)			
支払者	所在地		
	名称	(電話)	
支払の取扱者	所在地		
	名称	(電話)	
整理欄	①	②	

360

【投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除くものとし、オープン型の証券投資信託に該当しないものに限る。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、証券投資信託、証券投資信託以外の投資信託、特定受益証券発行信託のように記載するとともに、受益権の名称をも記載すること（令第 336 条第 2 項第 5 号に規定する特定不動産投資信託の受益権については「特定不動産投資信託」と記載すること。）。この場合において、その支払うべき収益の分配が租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（(2)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「(上場)」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当する場合には「(一般)」と記載すること。
 - (3) 「分配金額」の項には、その支払の確定した金額（無記名の受益証券に係る収益の分配については、その支払った金額）を記載すること。
 - (4) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (5) 無記名の受益証券について、元本の所有者と収益の分配の受領者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 収益の分配が特定受益証券発行信託の信託の分割によるものである場合には、令第 113 条第 5 項に規定する割合を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) 収益の分配の租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該収益の分配の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (9) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
 - (10) 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。